

届出と証明

あなたと町の接点は、正確な情報交換から始まります。
必要なとき、すぐに対応できるよう届出は早く正しく。

戸籍に関するおもな届出 問合せ：住民課（内線 191・192）

名称	届出期間	届出先	必要なもの	届出人
出生届	出生の日から 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 子の本籍地 届出人の住所地 出生地 	<ul style="list-style-type: none"> 出生証明書 母子健康手帳 個人番号カード交付申請書（申請は任意） （※1） 	父、母
死亡届	死亡の事実を 知った日から 7日以内	<ul style="list-style-type: none"> 死亡者の本籍地 届出人の住所地 死亡地 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書（※2） 印鑑登録証（登録者のみ） 	親族
婚姻届 （※4）	/	<ul style="list-style-type: none"> 夫または妻の本籍地 夫または妻の住所地 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード及び暗証番号（お持ちの方で姓が変わる方） 証人（成人2人）の署名 本人確認書類（※3） 	夫婦
離婚届 （協議離婚） （※4）			<ul style="list-style-type: none"> 証人（成人2人）の署名 マイナンバーカード（お持ちの方で姓が変わる方） 本人確認書類（※3） 	
離婚届 （裁判離婚） （※4）	調停成立、 審判確定、 判決確定の 日から10日 以内	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦の本籍地 夫または妻の住所地 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード及び暗証番号（お持ちの方で姓が変わる方） 調停によるときは、調停調書の謄本 審判によるときは、審判書の謄本と確定証明書 和解によるときは、和解調書の謄本 判決によるときは、判決書の謄本と確定証明書 	申立人
転籍届 （本籍を移動 すること） （※4）	/	<ul style="list-style-type: none"> 本籍地 住所地 転籍地 	/	筆頭者 及び 配偶者

（※1）令和6年12月2日より、マイナンバーカードを速やかに受け取る必要がある方を対象に、最短1週間でカード発行が可能となる特急発行の仕組みが開始しました。出生届と同時に申請が可能です。

（※2）死亡診断書は原本の提出が必要となりますので、死亡診断書の写し、コピーは届出前にご自分で作成してください。

（※3）本人確認書類

①次のうち1点

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書

②①をお持ちでない方は次のうち2点

各種健康保険の資格確認書、年金手帳、キャッシュカード、通帳、クレジットカード

（※4）令和6年3月1日に戸籍法の一部を改正する法律が施行されたことにより、婚姻、離婚、転籍、養子縁組、養子離縁等の届出を本籍地以外にするとときに戸籍謄本の添付を省略することができます。

●注意事項

- ・戸籍届出の際の押印は任意です。

住所に関するおもな届出 問合せ：住民課（内線 191・192）

名称	届出期間	必要なもの
転入届	転入から 14 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前住所地の市区町村長が発行した転出証明書 ・ 本人確認書類（※1） ・ マイナンバーカード及び暗証番号（発行者のみ） ・ 在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方のみ）
転出届 （※2）	転出する前後の 14 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類（※1） ・ 印鑑登録証（登録者のみ） ・ マイナンバーカード（マイナンバーを利用して転出される方及び国外転出される方のみ） ・ 国民健康保険資格確認書または後期高齢者医療資格確認書（加入者のみ） ・ 介護保険被保険者証
転居届	町内で住所を移した日から 14 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類（※1） ・ マイナンバーカード及び暗証番号（発行者のみ） ・ 国民健康保険資格確認書または後期高齢者医療資格確認書（加入者のみ） ・ 介護保険被保険者証 ・ 在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方のみ）
世帯の変更届	世帯の合併、分離、構成変更、世帯主変更があった日から 14 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類（※1） ・ 国民健康保険資格確認書または後期高齢者医療資格確認書（加入者のみ）

（※1）本人確認書類

① 次のうち 1 点

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書

② ①をお持ちでない方は次のうち 2 点

各種健康保険の資格確認書、年金手帳、キャッシュカード、通帳、クレジットカード

（※2）マイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を利用して、マイナポータルからオンラインで申請できません。

● 注意事項

- ・ 本人及び同一世帯以外の方からの届出は、委任状が必要です。
- ・ オンラインで転出の手続きをした場合、マイナンバーカード及び暗証番号を持参し、新住所地の窓口で転入の手続きが必要です。また、異動情報の反映まで時間がかかる可能性があります。

印鑑登録 問合せ：住民課（内線 191・192）

種類	必要なもの
新規登録	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類 <p>(※1) 上記以外の本人確認書類の場合、本人からの申請でも本人への照会を郵便で行いますので、登録できるまでに数日かかります。</p> <p>(※2) 代理人による申請の場合、登録する印鑑および本人からの委任状、代理人の本人確認書類が必要となります。申請後、本人への照会を郵便で行いますので、登録できるまでに数日かかります。</p>
印鑑登録証明書の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証 ・申請者（代理人を含む）の本人確認書類 <p>(※3) 代理人申請のときは登録者本人の住所、氏名、生年月日を記入していただきます。</p>
印鑑登録証をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・登録した印鑑(新規登録と同じもの) ・官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類 <p>(※1)(※2)に同じ 再登録できるまでに数日かかります。</p>
印鑑を変えたいとき	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証 ・新旧の登録印鑑 ・官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類 <p>(※1)(※2)に同じ 再登録できるまでに数日かかります。</p>
印鑑登録を廃止するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証 ・登録した印鑑 ・官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類 <p>(※1)(※2)に同じ 廃止できるまでに数日かかります。</p>

●印鑑登録のできる方

蟹江町に住民登録をしている 15 歳以上の方
(意思能力を有しない者を除く)

●登録できない印鑑

- ・住民票に記載してある氏名を表していないもの
- ・印影の大きさが 8mm～25mm の正方形におさまらないもの
- ・ゴム印、その他印材が変化しやすいもの
- ・印影が不鮮明なもの
- ・同じ世帯で登録している方の印鑑
- ・その他不適当なもの

●注意事項

- ・印鑑登録証がないと、印鑑登録証明書は交付できません。印鑑登録証は大切に保管してください。
- ・印鑑登録証明書の申請を代理人に依頼するときは、印鑑登録証を預けてください。登録印鑑、委任状は必要ありません。
- ・印鑑登録を廃止したいときや、登録してある印鑑、印鑑登録証を紛失したときは、速やかに住民課へ届け出てください。

戸籍、住民票、印鑑登録に関するおもな証明 問合せ：住民課（内線 192）

種別	単位	金額	種別	単位	金額
住民票の写し	1 通	200 円	戸籍謄本・抄本	1 通	450 円
住民票記載事項証明書	1 通	200 円	除籍謄本・抄本	1 通	750 円
印鑑登録証の交付	1 枚	200 円	改製原戸籍謄本・抄本	1 通	750 円
印鑑登録証明書	1 通	200 円	戸籍の附票の写し	1 通	200 円
マイナンバーカードの再発行	1 枚	1,000 円	身分証明書	1 通	200 円
マイナンバーカードの再発行 (特急発行の場合)	1 枚	2,000 円	独身証明書	1 通	200 円
			受理証明書	1 通	350 円
			戸籍電子証明書提供用識別符号(※2)	1 通	400 円
			除籍電子証明書提供用識別符号(※2)	1 通	700 円

●注意事項

- ・申請者の本人確認書類(※1)をお持ちください。
- ・本人および同一世帯の方以外による住民票の写しの申請は、委任状が必要になります。
- ・住民票の除票（転出後や死亡後の住民票）が必要な場合は、原則、委任状が必要になります。死亡したご家族の除票が必要な場合は、申請者との関係がわかる書類（戸籍謄本等）をご持参ください。
- ・住民課窓口での印鑑登録証明書の申請は、印鑑登録証が必要になります。
- ・本人またはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属以外の方による戸籍謄本・抄本などの申請は委任状または正当な申請理由が必要となります。
- ・戸籍に関する証明は本籍地の市町村へ申請してください。（広域交付の場合を除く）
- ・届書の受理証明書は届出をした市町村へ申請してください。
- ・本人以外の方による身分証明書、独身証明書及び受理証明書の申請は、委任状が必要になります。
- ・郵便で請求する場合は、手数料(定額小為替または現金書留)、本人確認書類(※1)の写し、返信用の封筒・切手、必要に応じてその他添付資料を同封してください。なお町ホームページの中にも郵便請求用の様式があります。

(※1)本人確認書類

①次のうち1点

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書

②①をお持ちでない方は次のうち2点

各種健康保険の資格確認書、年金手帳、キャッシュカード、通帳、クレジットカード

(※2)戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号とは

令和6年3月1日に施行された戸籍法の一部改正によって始まった制度で、戸籍証明書等の交付に代えて、その提供をもって行政機関等が戸籍電子証明書等を取得することができるものです。

●戸籍証明書等の広域交付

令和6年3月1日より戸籍証明書等の広域交付制度が開始され、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました。

必要なもの	顔写真付きの本人確認書類（上記※1の①と同じ）
請求できる方	本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母）、直系卑属（子、孫）

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。

※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

※上記請求できる方が窓口に来ていただく必要があり、郵送や代理人による請求はできません。

コンビニ交付サービス 問合せ：住民課（内線 192）

●利用できる方

- ・利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載している方

●取得できる証明書

証明書の種類	取得できる証明書の内容	備考
住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・本人のもの ・同じ世帯全員のもの ・同じ世帯の一部の人のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯が異なる場合は取得できません。 ・転出者、転出予定者、死亡者、発行制限の申請者のものは取得できません。 ・予定で転出届をされた人と同一世帯の人は転出予定日が到来するまでは交付できません。 ・直近の前住所を除き履歴は記載されません。 ・複数枚にわたり印刷されるものはホチキス留めがされません。お取り忘れないよう十分ご注意ください。
印鑑登録証明書	本人のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に住民課での印鑑登録が必要です。印鑑登録をしていない場合は、まず住民課で登録手続きをしてください。 ・発行制限の申請者等のものは取得できません。 ・コンビニ交付サービスで印鑑登録証明書を取得するために印鑑登録証は必要ありませんが、住民課で取得する場合は、通常どおり印鑑登録証の提示が必要です。

●利用できるおもな店舗

多機能端末機（マルチコピー機）が設置されている全国提携のコンビニエンスストア等

- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ 等

●利用できる時間

午前6時30分から午後11時まで（メンテナンス日は除く）

●必要なもの

- ・利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードまたはマイナンバーカードの電子証明書の機能を搭載しているスマートフォン
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）
- ・手数料（200円／1通）

※戸籍の届出や住民異動の届出がある場合、異動情報の反映に時間がかかるため、届出の後、その内容が反映された証明書が取得できるまでには日数がかかる場合があります。

外国人の方のおもな届出 問合せ：住民課（内線 192）

●在留カードの交付申請

交付対象者／中長期在留者（3か月を超える在留期間が決定された方および永住者）

手続場所／名古屋出入国在留管理局

※手続きの詳細につきましては、直接下記へお問い合わせください。

名古屋出入国在留管理局 ☎0570(052)259

●特別永住者証明書の交付申請

交付対象者／特別永住者

手続場所／住民課

必要なもの／特別永住者証明書、写真1枚（3か月以内に撮影したもので、上半身、正面、無帽、縦4cm×横3cm）およびパスポート

特別永住者証明書の有効期間

年齢	申請・届出	有効期間の満了日
16歳以上の方	有効期間更新申請	申請時に所持していた特別永住者証明書の有効期間の満了日後の7回目の誕生日
	住所以外の記載事項変更紛失等による再交付申請	各種届出または申請の日後の7回目の誕生日
16歳未満の方	有効期間の更新申請以外	16歳の誕生日

※16歳未満の特別永住者が所持する旧外国人登録証明書については、16歳の誕生日まで有効な特別永住者証明書とみなされます。（旧外国人登録証明書は廃棄しないでください。）

マイナンバーカード（個人番号カード） 問合せ：住民課（内線 192）

●マイナンバーカードの発行

申請方法	申請に必要なもの	受取方法	受取に必要なもの
交付申請書を利用して郵送で申請	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書(※1)または手書用交付申請書(※2) ・封筒(※2) ・写真(※3) 	本人が右記の必要なものを持って住民課窓口で受取	<ul style="list-style-type: none"> ・交付通知書(役場から後日送付します) ・本人確認書類(※4) ・通知カード(紛失された場合は、紛失届を提出していただきます)
交付申請書(※1)を利用してインターネットで申請	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書(※1) ・パソコンやスマートフォン及びEメールアドレス ・写真 		
住民課窓口の写真撮影サービスによる申請	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(※4) 		
特急発行による申請(※5)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(※6) ・マイナンバーカード(損傷、磁器不良の場合) ・手数料2,000円(紛失等の再発行の場合のみ) ・遺失届受理番号(※7) 	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)からご自宅等に直接送付または住民課窓口で受取	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(※4) (窓口で受取の場合のみ)

●マイナンバーカードの再発行

申請方法	申請に必要なもの	受取方法	受取に必要なもの
本人が右記の必要なものを持って住民課窓口で申請	<ul style="list-style-type: none"> ・写真(※3) ・遺失届受理番号(※7) 	本人が右記の必要なものを持って住民課窓口で受取	<ul style="list-style-type: none"> ・交付通知書(役場から後日送付します) ・本人確認書類(※4) ・手数料1,000円

(※1)当初送付された通知カードの下に付いている交付申請書、または、役場で発行された交付申請書
交付申請書がお手元がない方は、本人確認書類(※4)を持って住民課窓口へお越しください。交付申請書
書を再発行します。

(※2)マイナンバーカード総合サイトからダウンロードできます。
マイナンバーカード総合サイト：<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
住民課の窓口でもお渡ししています。

(※3)縦4.5cm×横3.5cmで申請前6か月以内に撮影された無帽、正面、無背景のもの

(※4)本人確認書類

①次のうち1点

①運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書

②①をお持ちでない方は次のうち2点

②各種健康保険の資格確認書、年金手帳、キャッシュカード、通帳、クレジットカード

(※5)令和6年12月2日よりマイナンバーカードを速やかに受け取る必要がある方を対象に、最短1週間でカ
ード発行が可能となる特急発行の仕組みを開始しました。出生届と同時に申請が可能です。

(※6) (※4)の①のうち2点、(※4)の①のうち1点と②のうち1点、(※4)の②のうち2点

(※7) 紛失により再交付される場合は、遺失届を届け出た警察署と遺失届受理番号が記載されたもの

スマホ用電子証明書 問合せ：住民課（内線 192）

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載させることができます。これによりマイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで、様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込ができるようになります。

●申込方法

事前に準備していただくもの

- ・マイナポータルアプリ
- ・おサイフケータイアプリ
- ・署名用電子証明書と6～16桁の暗証番号

1. マイナポータルアプリを起動
2. トップ画面で「メニュー」をタップ
3. 「スマホ用電子証明書を申請する」をタップして申込

●可能なサービス

コンビニ交付	<ul style="list-style-type: none">・取得できる証明書 住民票、印鑑登録証明書（印鑑登録してある方）・対応開始した事業者 ファミリーマート、ローソン、セブン-イレブン ※コンビニ交付サービスに参加している市区町村でも、スマホ用電子証明書の利用に対応していない場合がありますので、ご注意ください。
マイナポータル	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援、引っ越しの手続き、確定申告のオンライン申請・薬剤・健診情報、母子健康手帳の自己情報の閲覧
各種民間サービスの申込	<ul style="list-style-type: none">・銀行・証券の口座開設・携帯電話申し込み・キャッシュレス決済申込 等
健康保険証	<ul style="list-style-type: none">・環境の整った医療機関や薬局で利用できます。

●スマホ用電子証明書の失効又は一時利用停止

スマホ用電子証明書を登録しているスマートフォンを売却や修理に出すとき、紛失したとき、盗難に遭ったときには、利用者ご自身で電子証明書を失効又は一時利用停止する必要があります。

- ・失効手続き（スマートフォンを買い取りに出す、回収・廃棄してもらう、修理等に出す場合）
利用していたスマートフォンでマイナポータルアプリを開き、失効手続きを行うことでスマホ用電子証明書が無効になります。
- ・一時利用停止の手続き（スマートフォンを紛失した、盗難に遭った場合）
マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止を行うことで、一時的にスマホ用電子証明書が無効になります。一時利用停止後にスマートフォンが手元に戻ってこない場合はマイナポータルアプリから失効手続きを行ってください。

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

火葬許可証 問合せ：住民課（内線 192）

死亡届（死産届）を提出されますと、死体（胎）火葬許可証を発行します。（死亡届の手続きは、戸籍に関するおもしな届出を参照）

- 申請場所
住民課
- 申請に必要なもの
死亡届（死産届）

斎苑使用許可証 問合せ：住民課（内線 192）

蟹江町には、2つの斎苑「本町斎苑」「舟入斎苑」があります。
住民課に斎苑使用許可申請をされますと、斎苑使用許可証を発行します。

- 申請場所
住民課
※なお、申請手続きは、火葬日前日の午後3時までに行ってください。
- 申請に必要なもの
斎苑使用許可申請書、使用料金（下表参照）

●使用料金

区分	料金	
	町内	町外
大人	8,000 円	40,000 円
子ども（12歳未満）	4,000 円	20,000 円
死産児	2,000 円	10,000 円

斎苑の利用 問合せ：環境課（内線 151・152・153）

火葬の際、火葬従事者に住民課が発行した「斎苑使用許可証」と「死体（胎）火葬許可証」をお渡しください。
火葬執行後、「斎苑使用許可証」と「死体（胎）火葬許可証」は環境課から申請者宛てに簡易書留で送付いたします。火葬許可証は墓地などへ納骨する際に必要となりますので、大切に保管してください。
申請者以外の宛先へ送付を希望する場合は、斎苑使用許可申請時にお申し出ください。

●蟹江町の斎苑

	本町斎苑	舟入斎苑
利用できる方	どなたでも ※町外の方のご利用は午後3時のみ	・蟹江町の近鉄線より南に住民登録がある方 ・名古屋市の一部の方（近鉄線以南かつ戸田川以西）
火葬時間	午前11時、午後1時、午後3時	※1月1日は、火葬を行いません。
所在地	本町六丁目140番地	名古屋市港区協和一丁目104番地
施設予約	24時間（電話で予約を受け付けます。）	